

補助金・負担金の交付に関する指針

平成 25 年 12 月

真 庭 市



目次

はじめに	1
補助金等交付・見直しの基本方針	1
分類による見直し基準と見直しの方向	2
1. 性質分類別見直し基準	2
2. 分野分類別見直し基準	3
3. 交付先分類別見直し基準	5
分類による判定の手順	6
経過措置等	7
見直し個票の作成	8
積極的な情報の公開	8
別紙 補助金・負担金分析シート	

補助金・負担金の交付に関する指針

【はじめに】

補助金・負担金(以下「補助金等」という。)の交付については、平成19年に「補助金・負担金の交付に関する指針」を策定し、適正交付と見直しを行ってきたところですが、旧自治体それぞれの地域振興施策による多種多様な補助金制度を引き継いだ状態のまま、固定化し長期に渡り交付されるなど、補助金等の見直しが滞っている状況にあります。

市の財政状況は、合併の交付税算定の優遇措置期間が終了し、大きな財源不足が見込まれるなかで、補助金政策についても、行政と市民の役割分担を明確にし、最小の経費で最大の効果の原則に立ち返り歳出抑制に取り組む必要があります。

市が実施するすべての施策、事務事業には政策的意図があり、市政推進上それぞれ重要であることは当然ではありますが、財政上の制限にも考慮しつつ、全体最適化の視点での見直しが求められています。

このため、今回この「補助金・負担金の交付に関する指針」を改定し、全体最適化の視点から、全ての補助金等を対象に見直しを行うための新たな指針を定め、今後の補助金等の交付及び見直しの基準はこの指針によるものとします。

【補助金等交付・見直しの基本方針】

補助金等は、市が団体、個人が行う特定の事業に対し、行政目的に合致し、公益上必要があると認めた場合に、反対給付を求めることなく金銭的給付を行うものをいいます。補助金等の交付に際しては、次の基本方針を重点項目とし交付の適否、見直しを判断します。

1. 補助対象範囲の明確化

交際費・慶弔費・飲食費・懇親会費等、直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象経費から外し、また、補助金額・補助率の算出根拠の定めのないものについても、交付要綱を定め明確化します。

2. 補助の整理統合による効率化

内容の似たような制度、同一団体への重複補助がある場合は、補助事業の整理統合を行います。

3. 終期の設定によるサンセット化

長期化、固定化し補助の目的や効果が曖昧となっているものは随時見直ししながら、可能なものは終期を設定し段階的に廃止します。また、新規のもので事業の立上げ期間のみに係る補助については、サンセット方式とし終期を原則3年以内に設定します。

4. 事業費補助への移行

団体運営費にみられる、“何に使っても良い”といった補助については、原則補助金の交付対象とせず、目的と用途が明確な事業への補助に限定していきます。

5. 新規、拡充の場合の全体最適化

全体最適化の観点から、新規、拡充を行う場合は、「スクラップ・アンド・ビルド」、「ゼロサム」を基本とし、他の補助金との統合や、現補助金の廃止・削減とします。

6. 補助金交付先団体の財政強化

交付先団体が直接国県補助事業等に取り組むなど、交付先団体自らの収入財源確保に努めるよう促します。また、直接的な財政支援から人的支援、制度支援など他のスキームによる補助事業への転換を図っていきます。

【分類による見直し基準と見直しの方向】

補助金の交付及び見直しの基準については、前述の基本方針の重点項目を踏まえ、次のとおり補助金等を性質ごとに分類し、分類ごとに見直しの方向を判断します。

対象とする補助金等は、多種多様な目的、性格を有し、広範囲にわたる事業への支援が混在するため、全ての補助金等を個々に「性質別、分野別、交付先別」の3つに分類し、それぞれについて統一した見直しの基準を定め、廃止、削減、整理統合、他の手法の検討等の見直しの方向を明確化します。

それぞれの分類別見直し基準と見直しの方向は次のとおりです。

1. 性質分類別見直し基準

①団体運営費補助

【市が公益上必要と認めた団体に対して、その運営を支援するため、運営費の一部または全部を補助するもの】

◆見直しの基準

○運営費補助は交付対象としない。必要に応じて事業費補助へ転換する。

○補助金による事業実施が適当か。

■見直しの方向⇒廃止、他の手法の検討

②事業費補助

【市が公益上必要と認める特定の事業や活動を支援・奨励するために、その事業費及び活動経費の一部または全部を補助するもの】

◆見直しの基準

○既に目的を達成、又は社会、市民ニーズに合致しているか。

■見直しの方向⇒廃止

③建設事業費補助

【公益性が高く、市が公益上必要と認める建設事業及び施設整備事業(建設、改修、修繕工事等)に対し、その事業費の一部または全部を補助するもの】

◆見直しの基準

○補助金による事業実施が適当か。

■見直しの方向⇒廃止、他の手法の検討

④地域活動費補助

【市が公益上必要と認める地域活動事業及びイベント・大会の運営を支援するため、その実施団体等に運営費の一部または全部を補助するもの】

◆見直しの基準

○複数の地域支援補助金や他の政策補助との重複はないか。

■見直しの方向⇒廃止、整理・統合

⑤法令等義務的補助

【法令等に基づき、交付義務のあるもの】

◆見直しの基準

○国県等で継続実施され交付義務があるか。

■見直しの方向⇒廃止

2. 分野分類別見直し基準

①市民生活安心安全に関する分野

【消防、交通、防犯、環境、市民生活に関連する事業、活動に対する補助等】

◆見直しの基準

○補助対象経費の範囲は明確か。

○終期の設定がなく長期化し、目的、達成の基準が不明となっていないか。

○関係分野内で内容に重複したものがないか。

○関係協会、各種団体負担金は公益上効果が認められるか。

○災害対応、環境対策上の考慮すべき特性があるか。

■見直しの方向⇒廃止、削減、整理・統合、他の手法の検討

②産業振興に関する分野

【商工、観光、農林業、バイオマスに関連する事業、活動に対する補助等】

◆見直しの基準

- 補助対象経費の範囲は明確か。
- 終期の設定がなく長期化し、目的、達成の基準が不明となっていないか。
- 各産業分野において特定の団体へ固定した補助となっていないか。
- 既に新規事業に引き継がれたものはないか。
- 市が事務局、経理事務を担う妥当性があるか。
- 各種イベント、祭り開催補助等と他の分野の補助との重複はないか。
- 産業振興上の特化した政策により考慮すべき特性があるか。

■見直しの方向⇒廃止、削減、整理・統合、他の手法の検討

③建設事業に関する分野

【建設、上下水道、住宅、農林施設に関連する事業、活動に対する補助等】

◆見直しの基準

- 補助対象経費の範囲は明確か。
- 終期の設定がなく長期化し、目的、達成の基準が不明となっていないか。
- 関係協会、団体負担金は公益上効果が認められるか。
- 負担金算定の根拠は明確か。
- 受益者負担の原則に立ち公平・適正は確保されているか。
- インフラ整備の観点から考慮すべき特性があるか。

■見直しの方向⇒廃止、削減、整理・統合、他の手法の検討

④地域支援に関する分野

【地域支援、イベント・大会開催等の事業、活動に対する補助等】

◆見直しの基準

- 補助対象経費の範囲は明確か。
- 終期の設定がなく長期化し、目的、達成の基準が不明となっていないか。
- 地域間での公平は確保されているか。
- イベント、大会開催等補助と産業振興分野の補助との重複はないか。
- 市民協働の観点から考慮すべき特性があるか。

■見直しの方向⇒廃止、削減、整理・統合、他の手法の検討

⑤保健福祉に関する分野

【保健衛生、子育て・高齢者、医療、介護、福祉関連事業、活動に対する補助等】

◆見直しの基準

- 補助対象経費の範囲は明確か。
- 終期の設定がなく長期化し、目的、達成の基準が不明となっていないか。
- 医療、介護、福祉等の義務的経費、扶助的経費は検証はされているか。
- 社会的弱者に対する配慮から考慮すべき特性があるか。

■見直しの方向⇒廃止、削減、整理・統合、他の手法の検討

⑥教育文化振興に関する分野

【学校教育、スポーツ文化事業、活動に対する補助等】

◆見直しの基準

○補助対象経費の範囲は明確か。

○終期の設定がなく長期化し、目的、達成の基準が不明となっていないか。

○学校教育関係の各種負担金は公益性、妥当性が認められるか。

○社会教育、文化スポーツ各種団体補助は公平性が認められるか。

○スポーツ大会開催補助と地域支援補助に重複はないか。

○スポーツ文化事業補助は地域間での公平は確保されているか。

○教育文化振興の特化した政策等により考慮すべき特性があるか。

■見直しの方向⇒廃止、削減、整理・統合、他の手法の検討

⑦その他の分野

【総務、議会、監査、財政、会計等の関連事業に対する補助等】

◆見直しの基準

○補助対象経費の範囲は明確か。

○終期の設定がなく長期化し、目的、達成の基準が不明となっていないか。

○公営企業の経営補填補助金は妥当性があるか。

○各種負担金は適正負担となっているか。

■見直しの方向⇒廃止、削減、整理・統合、他の手法の検討

3. 交付先分類別見直し基準

① 公共的団体

【農業協同組合、森林組合、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会、婦人会等の文化事業団体など、公共的な活動を営むもの】

◆見直しの基準

○支部、下部団体等への配当のみの再補助となっていないか。

■見直しの方向⇒廃止、削減、整理・統合、他の手法の検討

② 事業推進団体

【特定の補助事業活動のための協議会、実行委員会、事業者団体等】

◆見直しの基準

○経理状況の透明、適正が確保されているか。

○補助金額に比べ多額の繰越、積立金を保有していないか。

■見直しの方向⇒廃止、削減、整理・統合、他の手法の検討

③ 地域活動団体

【自治会、自主組織、地域イベント実行委員会等】

◆見直しの基準

- 経理状況の透明、適正が確保されているか。
- 補助金額に比べ多額の繰越、積立金を保有していないか。
- 見直しの方向⇒廃止、削減、整理・統合、他の手法の検討

④ 一般申請者

【特定の補助事業活動に対し補助を申請する一般個人等】

◆見直しの基準

- 補助事業者が長期化、固定化されていないか。
- 見直しの方向⇒廃止、減額、他の手法の検討

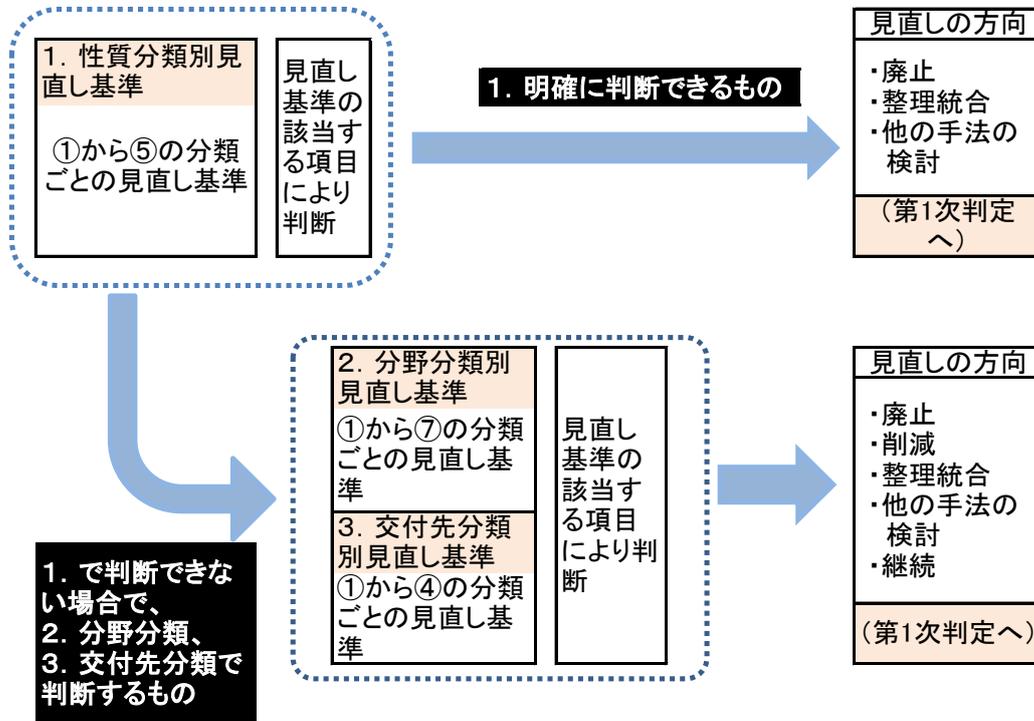
【分類による判定の手順】

3つの分類により、統一した見直しの方向を「第1次判定」として導き出すため、それぞれの分類の相関と判定の手順は次のとおりとします。

1. 性質分類の①から⑤では、それぞれの見直し基準から明らかに見直しの方向が判断されるものはこの分類で判定し「第1次判定」とします。
2. 性質分類で明確に見直しの方向が判断できないもののすべてについて、分野分類の①から⑦の分野ごとにそれぞれの見直し基準により見直しの方向を判断する。また、分野分類ごとの特性による特殊事情についての検討も加えます。
3. 前述「2.」の分野分類での見直し基準で判断する際には、交付先分類の①から④について、交付先の団体、個人が補助事業者として適正であるかの判断も合わせて行います。
4. これにより、前述「1.」による判定と、「2.」「3.」による判定で、第1次判定とし、個別補助金等の見直しの方向を定めることとします。なお、それぞれの分類での見直し基準による見直しの方向を検討した結果、該当項目に一致しない場合は、継続の判定とします。(図1のとおり)

図 1

全ての補助金等を、次の手順により分類ごとに見直しを行います。



【経過措置等】

補助金等の交付及び見直しの基準により判定された見直しの方向について、市民に与える影響が多岐である、一定の周知期間を要する、補助金等の分野の特性上事情がある、などの理由がある場合は、経過措置を設けることとします。経過措置期間についても、原則統一した判断により明確化します。

◆見直しの方向と経過措置

- 廃止とするものについては、廃止年度を定める。原則として5年以内とする。
- 削減するものについては、削減額、削減経費など具体的に示し、削減する年度を定める。段階的に削減することも検討する。原則として5年以内とする。
- 整理統合するものについては、その年度を定め、対象とする補助金を明確にする。
- その他の手法を検討するものについては、できるだけ速やかに方針を決定し、原則として5年以内に転換する。

【見直し個票の作成】

全ての補助金等を対象に見直し個票(別紙「補助金・負担金分析シート」)を作成し、見直しの判断を統一し、明確化します。

【積極的な情報の公開】

補助金等の見直しについては、広く市民に対し、交付の公平性・透明性確保の観点から、見直しの実施状況を市ホームページで情報公開します。

※用語※

サンセット方式

事業や補助金などに予め終期を設定し、期限が来たら廃止する仕組み。

ゼロサム

合計するとゼロになることであり、新規事業のプラス(+)の事業費に対し、従来事業の見直し、削減による(-) マイナスの事業費の総和(増減差引)がゼロであること。

スクラップ・アンド・ビルド

新しい事務事業や補助事業を計画する時は、今までの事業を見直して計画を立てること。

補助金・負担金分析シート

作成者 _____

作成日 _____

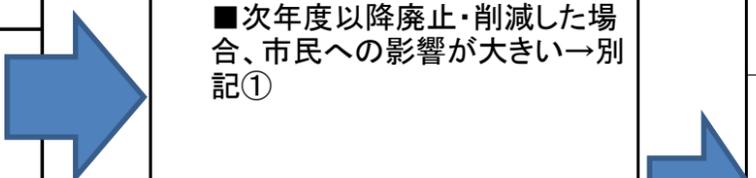
1 補助内容

番号		所管課		
補助金・負担金名称				
事業名				
性質別分類		分野別分類		
事業の概要				
交付先				
交付先の分類				
交付目的				
交付金額の計算	交付金額①	円	前年度交付実績	円
	交付事務費換算 ②	0 円	(交付事務・事務局事務の状況)	
	事務局事務費換算 ③	0 円	交付事務人工数 ⇒	<input type="text"/> 人/年
	交付金額(事務費込) ④	0 円	事務局事務人工数 ⇒	<input type="text"/> 人/年(事務局を市が持つ場合)
積算根拠(交付金額)				
補助率(%)		補助金額(円) / 補助対象額(円) × 100		
他の公的補助の有無	<input type="checkbox"/> 国 % <input type="checkbox"/> 県 % <input type="checkbox"/> 本市のみ 100 %			
事業開始年度		交付年数		
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/>			
法律・条例の名称				

2 分析

ア) 同類補助等の他市の状況	
イ) 類似他補助制度の有無	
ウ) 財源確保の見通し	
エ) 終期の設定	
オ) 費用効果の評価	
カ) その他	

3 見直しの評価・判断

(1) 性質別分類の見直し基準		性質別分類名	判定(1)
見直し基準の該当項目(該当するものに■チェック)		見直しの方向	
<input type="checkbox"/>	1) 運営費補助である	1. 廃止 4. 他の手法	第1次判定へ
<input type="checkbox"/>	2) 補助金交付による事業実施が不適當	1. 廃止 4. 他の手法	
<input type="checkbox"/>	3) 既に目的を終了、又は社会情勢・市民ニーズに合致していない	1. 廃止	
<input type="checkbox"/>	4) 複数の地域支援補助金や他の政策補助と重複がみられる	1. 廃止 3. 整理・統合	
<input type="checkbox"/>	5) 既に国県等で終了し継続義務がない	1. 廃止	
<input type="checkbox"/>	6) その他 ()	()	
(2) 分野別分類の見直し基準		分野別分類名	判定(2)(3)
見直し基準の該当項目(該当するものに■チェック)		見直しの方向	
<input type="checkbox"/>	1) 補助対象経費の範囲・内容が明確でない	1. 廃止 2. 削減	第1次判定へ
<input type="checkbox"/>	2) 補助金交付による支援が不適當	1. 廃止 4. 他の手法	
<input type="checkbox"/>	3) 長期化のため目的・達成の基準が不明である	1. 廃止 2. 削減	
<input type="checkbox"/>	4) 補助内容に類似したものがみられる	1. 廃止	
<input type="checkbox"/>	5) 各種イベント・祭・大会等補助で類似のものや重複がみられる	1. 廃止 3. 整理・統合	
<input type="checkbox"/>	6) 各種負担金等の算定根拠が不明確	1. 廃止 2. 削減	
<input type="checkbox"/>	7) 各種負担金の公益性、根拠が認められない	1. 廃止 3. 整理・統合	
<input type="checkbox"/>	8) 各分野で特定団体等への補助が長期化・固定化している	1. 廃止 2. 削減	
<input type="checkbox"/>	9) 既に新規事業に引き継がれている	1. 廃止	
<input type="checkbox"/>	10) 市が事務局、経理事務を担う妥当性がない	4. 他の手法	
<input type="checkbox"/>	11) 医療・介護・福祉等の義務的・扶助的補助の内容が不適當	1. 廃止	
<input type="checkbox"/>	12) 受益者負担の原則に立ち公平公正が確保されていない	1. 廃止	
<input type="checkbox"/>	13) 地域間での公平が確保されていない	1. 廃止 2. 削減	
<input type="checkbox"/>	14) 公営企業に対する経営補填補助となっている	1. 廃止 2. 削減	
<input type="checkbox"/>	15) その他 ()	()	
(3) 交付先分類の見直し基準		交付先別分類名	判定(2)(3)
見直し基準の該当項目(該当するものに■チェック)		見直しの方向	
<input type="checkbox"/>	1) 支部、下部団体への配分のみ再補助となっている	1. 廃止 4. 他の手法	第1次判定へ
<input type="checkbox"/>	2) 経理状況の透明性、適正が確保されていない	1. 廃止 2. 削減	
<input type="checkbox"/>	3) 繰越、積立金を保有している	1. 廃止 2. 削減	
<input type="checkbox"/>	4) 個人の補助事業者が長期化・固定化されている	1. 廃止 2. 削減	
<input type="checkbox"/>	5) その他 ()	()	
以下の1)～8)は、(2) 分野別分類ごとでの考慮すべき特性があるかを検証			
<input type="checkbox"/>	1) 災害対応、環境対策上の考慮すべき特性があるか		
<input type="checkbox"/>	2) 産業振興上の特化した政策により考慮すべき特性があるか		
<input type="checkbox"/>	3) インフラ整備の観点から考慮すべき特性があるか		
<input type="checkbox"/>	4) 市民協働の観点から考慮すべき特性があるか		
<input type="checkbox"/>	5) 社会的弱者に対する支援から考慮すべき特性があるか		
<input type="checkbox"/>	6) 医療・介護・福祉等の義務的・扶助的補助に考慮すべき特性があるか		
<input type="checkbox"/>	7) 教育・スポーツ・文化振興上の考慮すべき特性があるか		
<input type="checkbox"/>	8) その他の考慮すべき特性等 ()		
第一次判定 【(2)(3)による判定】		経過措置等の判断 ■次年度以降廃止・削減した場合、市民への影響が大きい→別記① ■分野ごとの考慮すべき特性による制約がある→別記② ■その他特記事項→別記③	実施計画に基づく見直し
第一次判定 終了 【判定(1)】		1 廃止 →5年以内に廃止・5年間で段階的に削減し廃止 2 削減 →内容に応じて10%～50%削減・5年以内で段階的に50%まで削減 3 整理・統合 →5年以内に廃止し他の補助金に統合・存続し他の補助金と整理 4 他の手法 →運営費補助から事業費補助に転換・委託料に転換	
【経過措置等の判断 別記① ② ③】		最終判定	【判定結果及びコメント】 ※設定する期間、削減率、削減額等を明記すること